

ニ「労働組合法」トシ、資本家及政府全額負擔ノ失業保険法ヲ單ニ「失業保険」法ト修正シ別添原案ノ主文ト理由ヲ承認シ實行方法ヲ左ノ通り決定ス

實行方法

一、組合會議ト協力シ計畫闘争スルコト

二、労働立法ノ制定ニ對スル全國産業團體聯合會ノ妨害ニ對シ其ノ都度抗議スルコト

三、日常闘争ニツレテ其ノ貫徹方法ヲ新中央委員會ニ一任スルコト

(5) 健康保険法中改正ニ關スル件

別添原案中ノ理由第一項ヲ

イ、現行保険法適用外ノ一般労働者

ロ、商業使用人

ハ、其他一般被使用者

ト改メ第六項ニ左ノ如ク挿入スルコト、シテ原案ヲ承認ス

六項、八、施行令第八十四條ヲ「被保險者タリシ分曉ニ關

スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格喪失

前ニ懷妊シタルコトヲ要ス」

ト報告シ 満場承認可決

△第四分科會報告

矢野 武雄

(1) 木材労働組合全國的結成促進ニ關スル件

原案ヲ承認ス

(2) 映畫従業員組合全國的結成ニ關スル件

主文、理由ヲ原案通り承認シ實行方法ヲ左ノ通り修正ス

實行方法

一、新中央委員會ハ直チニ全國労働所屬ノ映畫組合ニ諮問シ其

ノ意見ニ基イテ對策ヲ樹ツルコト

二、全國労働所屬ノ全國映畫従業員組合協議會ハ之レヲ發展改